

本院における院内感染防止対策の取り組み

本院では、患者様やご家族、本院の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでおります。
感染防止のため、患者様等におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

院内感染対策

1 院内感染対策に係る体制

本院では、院長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。

2 院内感染対策の業務内容

本院では、全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防対策を実施しています。

感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応しています。

3 職員教育

年2回程度の院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

4 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者状態の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。
このため、本院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

5 感染対策連携

感染対策に関して、地域の「西成区医師会」と連携し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、感染対策の向上に努めています。

本院では上記の取り組みを行い、「外来感染対策向上加算」として月1回に限り6点を算定しています。また、発熱その他感染症を疑わせるような症状のある患者様に対して、適切な対策を講じた上で初診(再診)を行った場合は、「発熱患者等対応加算」として月1回に限り20点を併せて算定いたします。

ご了承ください。

令和7年1月1日

医療法人亀寿会とまとクリニック